

経営事項審査の審査基準の改正について

1. 経営事項審査の概要

公共工事の入札・契約までの一般的な流れにおける企業評価

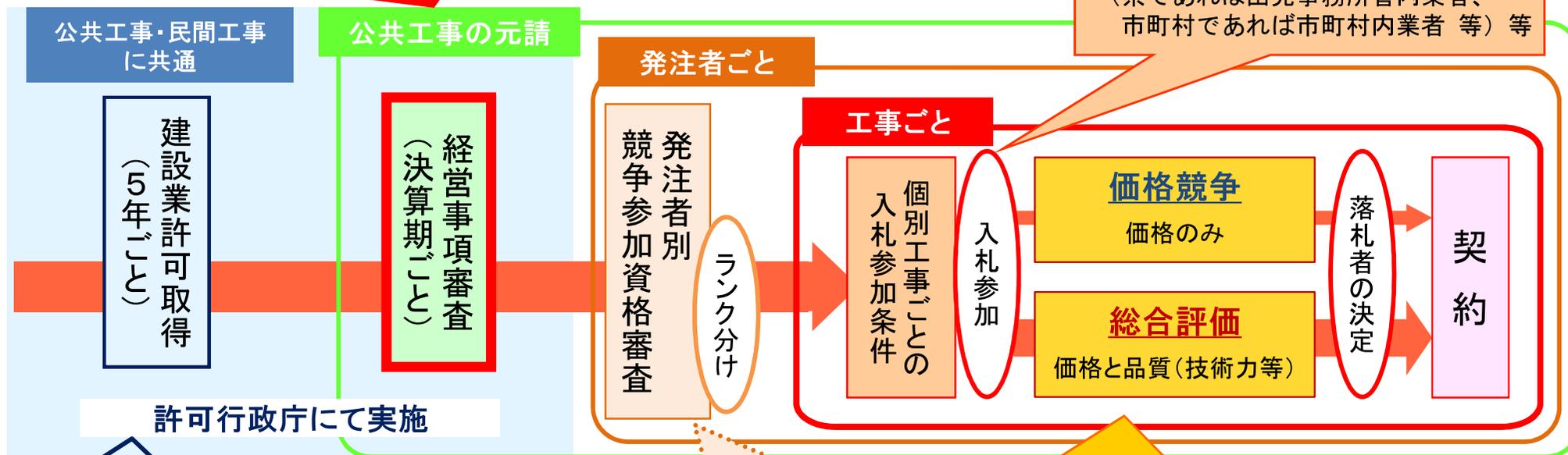
◆経営事項審査の総合評定値（客観点数）

経営規模、経営状況、技術力、社会性等（社会保険・建退共・企業年金・法定外労災の加入、営業年数、防災協定、法令遵守、経理の状況、研究開発費、建設機械保有、ISO、若年）

公共事業の入札に参加しようとする建設業者に対し、建設工事の規模・技術的水準等に見合う能力がある建設業者を選定するため、経営に関する客観的事項について審査

◆個別工事ごとの入札参加条件

- ・工種・等級の選定
- ・施工実績
- ・配置予定技術者
- ・地域要件
(県であれば出先事務所管内業者、市町村であれば市町村内業者等)等



◆建設業許可の要件

- ・経營業務管理責任者
- ・営業所専任技術者
- ・財産的基礎・金銭的基礎
- ・暴力団員でないこと 等

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業に関する経営経験、技術者の設置、財産的基礎等についての要件を満たした事業者を許可

◆発注者別評価点

- ◎工事関連項目
(工事成績、技術者数、表彰実績等)
- ◎社会性関連項目
(防災協定、地元雇用等)

個別具体の契約の実態に即した一般競争を行わせられるよう、必要な資格を付加的に定める審査

【総合評価落札方式の評価方法】

◆技術提案者(入札参加者)の中から評価値が最大の者を契約の相手方として決定する。

技術評価項目

- 技術提案
- 工事の施工能力
(実績、成績、手持ち工事量等)
- 配置予定技術者の能力
- ... 等

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

経営事項審査の審査項目

○ 完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出。

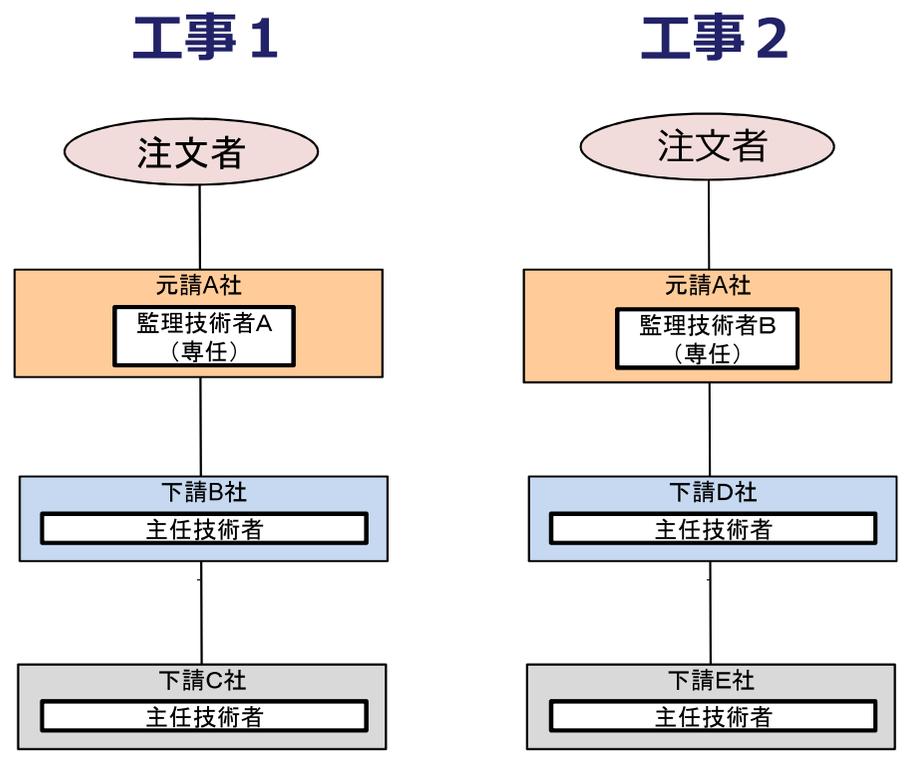
項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑩知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (R3.4.1施行予定)	(現行) 最高点:1,966点 最低点:▲1,995点 (R3.4.1以降) 最高点:2,061点 最低点:▲1,995点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,143点 (R3年度以降 最高点:2,157) 最低点:▲18点	

2. 技術力(Z) 技術職員数(Z_1)の改正

※令和2年10月1日施行

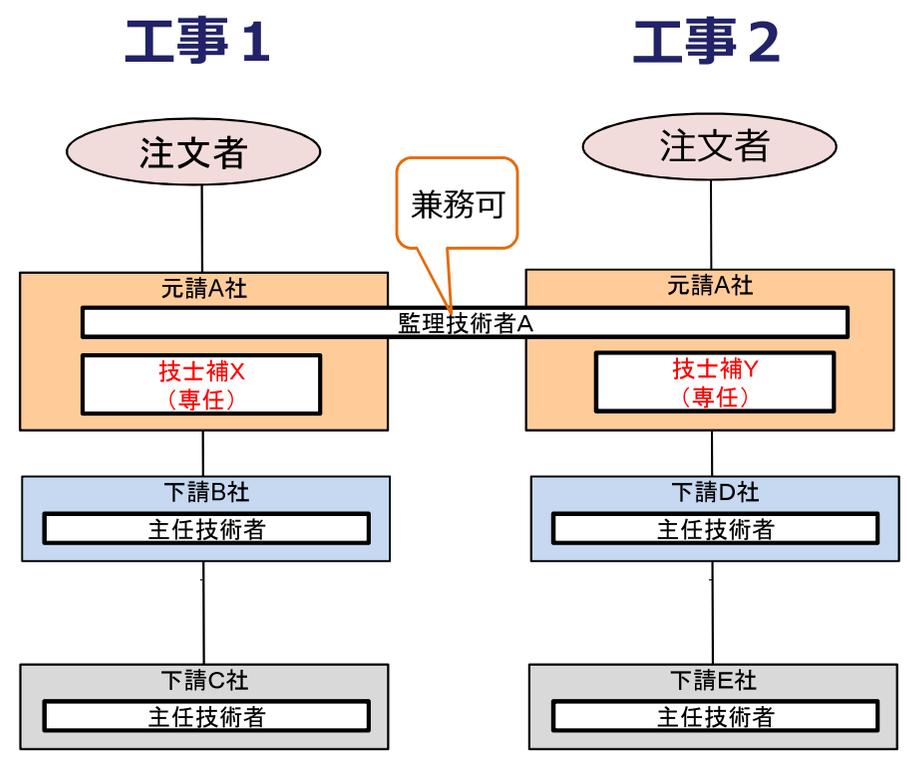
【現 状】

- ・ 建設工事の請負代金の額が3500万円（建築一式工事にあっては7000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。



【改正後】

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（当面2現場とする予定。）
- ・ 政令で定める者は、今回創設する技士補制度のうち、1級の技士補であって主任技術者の資格を持つ者などとすることを検討中。



- 監理技術者を補佐する資格を有する者 = 「主任技術者となる資格」 + 「1級技士補」
- 監理技術者を補佐する資格を有する者は、少なくとも主任技術者となる資格を有する者であって、1級の第一次検定に合格した者であることから、主任技術者相当の評点(最大3点)より上位であり、監理技術者相当の評点(5点)より下位である、4点を付すこととする。

建設業の種類ごとの技術職員の評価(案)

	改正前	改正後
6点	監理技術者講習修了者	監理技術者講習修了者
5点	1級技士、技術士 等	1級技士、技術士 等
4点		監理技術者を補佐する者として配置可能な一級技士補
3点	登録基幹技能者講習修了者 レベル4技能者	登録基幹技能者講習修了者 レベル4技能者
2点	2級技士、1級技能士 レベル3技能者等 等	2級技士、1級技能士 レベル3技能者等 等
1点	実務経験10年 等	実務経験10年 等

(令和3年4月1日施行予定)

3. その他(社会性等) 労働福祉の状況(W_1)の改正

現行

経営事項審査の「その他(社会性等)」の審査においては、法定労災の上乗として、任意の補償制度に加入している企業を評価している

- 評価対象となる補償制度の提供者 (建設業法第27条の23第3項の経営事項審査項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第1196号))

全日本火災共済協同組合連合会 (中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者)
 公益財団法人建設業福祉共済団
 一般社団法人全国建設業労災互助会
 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会 } (平成17年改正保険業法附則第2条第1項に基づき共済事業を営む者)
 保険会社 (保険業法第3条の規定に基づく免許を受けて保険業を営む者)

- 評価対象となる補償制度の要件 (経営事項審査の事務取扱いについて(通知)(平成20年国総建第269号))

労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって、下の①・②の要件を満たすもの

- ① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。
- ② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

- 保険業法に基づいて設立された組織については、保険商品が上記の要件に適合しているかを確認して加点
- 保険会社以外の組織については、上記の4団体の補償制度であって、要件を満たしている契約を加点
 = 補償制度自体は要件を満たしていても、その商品の提供者が保険会社でない場合は、告示に列記されている4団体以外は加点していない状況。

改正案

中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者は、同法により補償制度の提供者としての適格性が担保されており、同法の規定に基づき共済事業を営む者との間で**加点要件を満たす契約がなされた場合、経営事項審査上評価**できるよう、所要の改正を行う。

- (現行) 「全日本火災共済協同組合連合会」
- (改正案) 「**中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者**」 (令和2年度中に措置措定)

保険業を営むことのできる者について

「保険」・・・人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険
 （保険業法（平成7年法律第105号）第2条）

原則、保険業を営むには、内閣総理大臣の免許を受けなければならないこととされている（保険業法第3条）ところ、次の事業にあつては保険業法の適用除外とされている。

- 他の法律に特別の規定があるもの（保険業法第2条第1項第1号）
 ＝他の法律・・・「農業協同組合法」（JA共済）
 「水産業協同組合法」（JF共済）
 「消費生活協同組合法」（COOP共済）
 「中小企業等協同組合法」（**現行では、加対象となる補償制度の提供者として日火連のみが告示上列記されているが、今般、同法に基づき共済事業を営む者との間の契約について加対象できるように改正**）
- 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの、学校がその学生を相手方として行うもの 等
 （保険業法第2条第1項第2号）
- 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項に基づく認可を受けた保険業
 （このうち、**建設業福祉共済団、全国建設業労災互助会、全国労働保険事務組合連合会**が加対象）

保険業を営むことができる者

保険業法第3条に基づく内閣総理大臣の免許を受けた者
 ＝いわゆる保険会社
 （日本生命、損保ジャパン 等）

他の法律に基づく認可を受けて保険業を営む者
 ＝JA共済、COOP共済
中小企業等協同組合法に基づく共済（全日本火災共済協同組合連合会、中小企業福祉共済協同組合連合会 等）

保険業法第2条第1項第2号に掲げる事業を行う者
 （地方公共団体、学校等）

その他、平成17年改正保険業法の公布の前から保険業を営んでいた者は、附則第2条第1項に基づく各行政庁の認可の下、当面の間保険業を営むことができる
 （**建設業福祉共済団、全国建設業労災互助会、全国労働保険事務組合連合会**）

中小企業協同組合法に基づく共済について

- 中小企業等協同組合法
 - …中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について、当該組合の設立や、共済事業を行うにあつての規制等を規定したもの。
- 当該法律に基づいて設立される組合に加入できる組合員の範囲
 - … 資本金3億円未満(小売業又はサービス業については五千万円、卸売業については1億円未満)
従業員の数が300人未満(小売業については50人、卸売業又はサービス業については100人未満)
業種に特段の制限はない(=建設業者も組合員として加入できる)
- 当該法律に基づいて共済事業(保険業)を営むためには、第二十七条の二の規定による認可を受けて組合を設立し、提供する共済の規程について法第9条の6の2の規定による認可を受ける必要がある。
- また、認可を受けて共済事業を営む者は、毎事業年度終了後、決算書を行政庁に提出する必要がある。財務の健全性について確認された結果、**共済契約者の保護を図るために必要があると認められると、経営の健全性を確保するための改善計画の提出や、業務の全部又は一部の停止命令が出されることとなる。**
(法第106条の2)

- 
- 中小企業等協同組合法に基づいて共済事業を営んでいる者は、共済商品の提供者としての適格性に特段の問題はないものと判断される。
 - 現在においても、中小企業等協同組合法に基づいて事業を行っている全日本火災共済協同組合連合会との間の共済契約が経営事項審査上の評価対象となっている。